

荇田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、次世代自動車の普及を通じて自動車産業を支援し、地域経済の活性化を図るとともに、カーボンニュートラルの実現に資するため、次世代自動車を購入する者に対し、予算の範囲内において交付する荇田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、荇田町補助金交付規則（平成16年荇田町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定するものをいう。
- （2） 次世代自動車 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車をいう。
- （3） 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が「電気」であることが記載されているものをいう。
- （4） プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な四輪以上の自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料が「ガソリン・電気」であることが記載されているものをいう。
- （5） 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって発電した電気によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料が「圧縮水素」であることが記載されているものをいう。
- （6） 事業者 町内に事業所等をもつ法人をいう。
- （7） 初度登録 初めて道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルに登録することをする。軽自動車にあつては、同法第59条の規定による新規検査を受けることをいう。

（補助対象車両）

第3条 補助金交付の対象となる次世代自動車（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 申請者が自ら使用する目的で購入又はリースした車両であること。
- （2） 自動車検査証の使用の本拠の位置が荇田町内であること。
- （3） 令和7年10月1日以降に注文（売買契約）されたものであること。
- （4） 令和7年10月1日から令和10年3月31日までに初度登録を行っていること。
- （5） 令和7年10月1日から令和10年3月31日までに自動車検査証の交付を受けていること。
- （6） 国内メーカーの車両であること。国内メーカーとは、日本国内に本社を有し、かつ日本国内で生産および販売を行っている自動車メーカーを指す。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。
- （7） 個人にあつては、補助対象車両の自動車検査証上の所有者及び使用者が申請者であること。ただし、所有権留保付ローンによる購入又はリースの場合は、自動車検査証上の所有者が自動車会社、ローン会社又はリース会社等であり、かつ使用者が申請者であること。

(8) 事業者にあつては、補助対象車両の自動車検査証上の所有者及び使用者が申請者又は申請者の本社・本店が所有者であり、かつ使用者が申請者であること。ただし、所有権留保付ローンによる購入又はリースの場合は、自動車検査証上の所有者が自動車会社、ローン会社又はリース会社等であり、かつ使用者が申請者であること。

2 補助対象車両は、個人にあつては一人につき1台、事業者にあつては一事業者につき1台までとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する個人であること。

ア 申請日時点において町内に1年以上継続して住民登録をしていること。

イ 申請日時点において町税等に滞納がないこと。

ウ 次世代自動車等の導入後に、町からの使用状況等の調査に応じること。

エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第6号）に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者であること。

ア 申請日時点において町内で1年以上継続して営業していること。

イ 申請日時点において町税等に滞納がないこと。

ウ 次世代自動車等の導入後に、町からの使用状況等の調査に応じること。

エ 法人が暴力団でなく、かつ役員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象車両の車両本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、前条の規定による補助対象経費に100分の5を乗じて得た額とし、上限額は、次の各号に定める額とする。

(1) 電気自動車の購入 20 万円

(2) プラグインハイブリッド自動車の購入 15 万円

(3) 燃料電池自動車の購入 35 万円

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 申請者は、補助対象車両の初度登録を行った日から30日以内（同日が町役場の閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日）に、苅田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由により申請が遅れるときは、あらかじめその理由を記した書類を提出し、町長の承認を得た場合には、この限りではない。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 契約書、注文書等当該補助対象車両の購入又はリースに係る契約が確認できる書類の写し

（車両本体価格等の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。）

(3) 領収書等、当該補助対象車両の購入に係る費用の支払いの内容及び当該支払いを終えたことが分かる書類の写し（ローン等による支払い分に対して、販売店から領収書が発行されない場合は、借入金が補助対象車両の購入に充当されたことを確認できる書類。）

(4) 保管場所にて撮影された補助対象車両の色、形状、自動車登録番号等が分かるカラー写真

(5) 本籍地、個人番号（マイナンバー）の記載がなく、申請者が町内に1年以上継続して住民登録があることを確認できる住民票で、申請日時点において発行から3ヶ月以内のもの（個人の場合に限る。）

(6) 苅田町が発行する営業証明書で、申請日時点において発行から3ヶ月以内のもの（法人の場合に限る。）

(7) 役員名簿（法人の場合に限る。）

(8) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、先着順に受け付けることとする。ただし、申請受付期間であっても、補助金の交付申請額が各年度の予算の範囲を超えるときは、申請の受付を停止する。

（事務の代行）

第8条 申請者は、補助金に係る申請等事務手続を第三者に代行させることができる。

2 申請者は、前項の事務手続を代行させる場合、委任状（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第9条 町長は、第7条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、交付と決定した場合は苅田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不交付と決定した場合は苅田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添付して、交付決定の日から40日以内に苅田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、申請者名義の口座に振り込むことにより行うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 本要綱の規定に違反したとき。

(4) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、苅田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

(財産処分の制限)

第12条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、補助対象車両が初度登録した日から4年（以下「処分制限期間」という。）を経過するまでは、当該車両の売却、抹消登録（道路運送車両法第15条から第16条までに規定する抹消登録をいう。以下同じ。）、リース契約の解除、譲渡、交換若しくは貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間内に当該車両の処分をしようとするときは、あらかじめ苅田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金財産処分承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第13条 町長は、第11条の規定による取消しを行った場合に当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、その補助金を返還させることができる。返還の額の算定は、次のとおりとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金を受給した場合 全額

(2) 前条の規定に定める処分制限期間に対して、違反を行った日又は承認なく処分をした場合その日から処分制限期間の満了日までの月数（1ヵ月未満は切り捨て）の割合に相当する補助金額

(3) 第14条第2項の規定に違反した場合 全額

2 町長は、前条第2項の承認をしようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に返還させることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 天災等、本人の責めに帰さないやむを得ない事由により補助対象車両が走行不能となったために抹消登録する場合

(2) 本人に過失のない事故により補助対象車両が走行不能となったために抹消登録する場合

(3) その他町長が特別に認める場合

3 前項の規定による返還の額の算定は、次のとおりとする。

処分制限期間に対して、当該車両の処分等を行った日から処分制限期間の満了日までの月数（1ヵ月未満は切り捨て）の割合に相当する補助金額

4 第1項及び第3項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

5 町長は、第1項及び第3項の規定により補助金を返還させるときは、苅田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金返還命令通知書（様式第8号）により、期限を定めて命ずるものとする。

6 前項の規定による命令を受けた交付決定者は、命令通知書に記載された期間内に補助金を返還しなければならない。

(調査及び報告)

第14条 町長は、処分制限期間において、補助対象車両の使用状況を確認するため、補助金の交付を受けた者に対し、調査への協力及び報告書の提出を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する調査及び報告に協力しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

年 月 日

荏田町長 様

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は法人名

代表者名（事業者のみ）

担当者名（事業者のみ）

電話番号

荏田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金交付申請兼実績報告書

荏田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り補助金の申請をします。なお、本申請にあたっては、荏田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金交付要綱を遵守します。

記

【申請内容】

申請者区分	☐ 個人 ☐ 事業者（法人）
購入メーカー・ 車名・型式 自動車登録番号 車台番号	（メーカー）
	（車名）
	（型式）
	（自動車登録番号）
	（車台番号）
初度登録日	
次世代自動車 区分	☐ 電気自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車 ☐ 燃料電池自動車
①補助対象経費 （税抜きの車両 本体価格）	円
交付申請額 （①×5%）	円（※）

※次世代自動車区分による交付申請額の上限

電気自動車 20 万円、プラグインハイブリッド自動車 15 万円

燃料電池自動車 35 万円

【確認事項】

- 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないことを確認するため、福岡県警に照会すること。
- 町が徴収するものの納入状況について確認すること。
 - ※町が徴収するもの
町税，国民健康保険税，介護保険料，後期高齢者医療保険料，
水道料金，下水道料金，町営住宅使用料 等
- 補助対象車両を初度登録した日から４年間（処分制限期間）以上所有すること。
- 処分制限期間内に処分する際は，補助金の返還を請求される場合があること。
- 補助対象車両の使用等に関する調査が実施される場合は協力すること。

本申請にあたり，上記の内容について

☐ 同意します

☐ 同意しません

※記載いただいた情報は本事務及び暴力団照会以外に利用しません。又，第三者に提供しません。

【添付書類】

- ☐ 自動車検査証の写し
- ☐ 契約書や注文書等，当該補助対象車両の購入又はリースに係る契約及び車両本体価格等内訳が確認できる書類の写し
- ☐ 領収書等，当該補助対象車両の購入費用又はリースに係る支払いの内容及び支払いを完了したことが分かる書類の写し
- ☐ 保管場所にて撮影された補助対象車両の色，形状，自動車登録番号が分かるカラー写真
- ☐ １年以上町内に住民登録があることを示す住民票で，発行から３ヶ月以内のもの（個人の場合に限る。）
- ☐ 苅田町が発行する営業証明書で，発行から３ヶ月以内のもの（法人の場合に限る。）
- ☐ 役員名簿（法人の場合に限る。）
- ☐ その他，町長が必要と認める書類

年 月 日

苧田町長 様

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は法人名

代表者名（事業者のみ）

担当者名（事業者のみ）

電 話 番 号

委 任 状

私は苧田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、
次の者を代理人に指定し、申請等事務手続きにかかわる一切の権限を委任します。

代理人 住所又は所在地
会社名（営業所名）
氏名
連絡先（電話番号）

様式第 4 号（第 9 条関係）

荏交第 号
年 月 日

様

荏田町長

荏田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった荏田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金交付申請について、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

不交付理由

年 月 日

苅田町長 様

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は法人名

代表者名（事業者のみ）

担当者名（事業者のみ）

電話番号

苅田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定のあった、苅田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金の交付について、苅田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付決定番号		年 月 日付 苅交第 号
請求額		円
振 込 先	金融機関名	
	店 名	
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人	

※口座通帳の写し等，振込先口座の確認ができる書類を添付してください。

苅交第 号
年 月 日

様

苅田町長

苅田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 苅交第 号で交付決定をした苅田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金交付について、下記の理由により交付決定を取り消しとしたので通知します。

なお、既に補助金を交付しているときは、苅田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、補助金の返還を求める場合があります。

記

1. 取消理由

2. 取 消 額

年 月 日

荏田町長 様

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は法人名

代表者名（事業者のみ）

担当者名（事業者のみ）

電話番号

荏田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金財産処分承認申請書

交付決定のあった車両について、荏田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき、財産処分の承認を受けたいので申請します。

・ 交付決定番号 荏交第 号（ 年 月 日付）

・ 処分しようとする車両の明細

メーカー・車名

車両登録番号

車 台 番 号

初 度 登 録 日

・ 処分の内容

・ 処分しようとする理由

・ その他

様式第 8 号（第 13 条関係）

苧交第 号
年 月 日

様

苧田町長

苧田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金還付命令通知書

年 月 日付の苧田町自動車産業支援次世代自動車購入費補助金交付決定取り消しに係る部分について、下記の通り、返還を命じます。

記

1. 返還を命じる補助金額
2. 返還の期限